

みんなの **声** から始まる、ニッポンのより良い **未来** づくり。

労働力調査



国の重要な統計調査のお知らせです

- 総務省統計局・都道府県では、お住まいの地域において、**令和8年2月から5月の期間、「労働力調査※」を実施します。**

※ 我が国における就業・不就業の実態を明らかにするために実施するもので、調査は、前期と後期に分け2か月連続で実施し、翌年の同じ月にも改めて実施します。(合計4回)

- 熊本県知事が任命した「統計調査員」が、調査の対象として選ばれた住戸にお伺いしますので、ご協力をお願いいたします。

ご協力いただく内容

調査実施にあたり、統計調査員がお住まいの地域で、以下の調査活動を行いますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

《今後のスケジュール》

- | | |
|-------------|--------------------------|
| ・ 1月15日頃 | ⇒ 調査地域の確認（住所や居住者等の確認） |
| ・ 月の中旬 | ⇒ 調査対象の居住者様への調査書類の配布・依頼 |
| （令和8年2～5月） | （調査世帯は2～5月のうち2か月間を交替で回答） |
| ・ 依頼の翌月1～3日 | ⇒ 調査票の回収 |



※ インターネットで回答された場合は、調査票の回収に伺いません。

- △ 調査の対象は無作為に選ばれます
- △ 個人情報 は厳重に保護されます
- △ 調査員は「調査員証」を必ず携帯しています

労働力調査

って何??



労働力調査って何?

我が国の「就業」・「不就業」の実態を明らかにすることを目的とする国の重要な調査です。

働いていないけど対象?

高齢者、専業主婦、学生など働いていない人も対象になります。

※「非労働力人口」として公表されます。

誰が対象になる?

統計理論に基づき、全国から無作為に選ばれた約4万世帯、約10万人が毎月、調査の対象になります。

<標本調査とは?>

全ての世帯に調査を行うのではなく、一部の世帯を全国から偏りなく選ぶ調査方法です。



何回、回答するの??

1年目に2か月、2年目の同時期2か月の計4か月、調査のお願いに伺います。



どんなことが分かる?

「就業者数」、「完全失業率」などが分かります。

※働いていない人も「就業率」の計算に使用されています。



答えなくてはいけないの?

統計法に基づき、報告（回答）義務が課されています。

※統計法では、対象となった世帯に対して「報告義務（第13条）」と「罰則（第61条）」が定められています。

訪問してきた調査員って誰?

都道府県知事が任命した地方公務員です。労働力調査について説明、調査票の配布・回収を行います。



調査員証
調査員名・任命期間・任命した知事名を記載

労働力調査に関する詳しい情報は、統計局HP、お住まいの都道府県、調査員にお尋ねください

〔調査に関するお問合せ先〕

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県統計調査課(労働力調査担当)

☎ 096-333-2178

労働力調査

検索



総務省統計局・都道府県